

の農薬を見た場合、水質基準あるいは水質管理目標設定項目に分類されるということはまれであるということでございます。ただ、そうはいいまして、水道水中の農薬につきましては国民の関心が高いということで、本専門委員会におきましては特別な対応をとったかどうかというようなことが提言されております。その上で、国民、需要者の安心を確保していくことが重要であるという御提言でございます。

具体的には①でございますが、個別に水質基準への分類要件に適合する農薬については、個別に水質基準を設定します。今回、農薬については相当数の農薬について状況を調べましたけれども、個別の農薬で、先ほど申し上げましたような水質基準の要件に該当するような農薬というのはございませんでした。

②といたしまして、上記①に該当しない農薬については、下記の式で与えられる検出指標値が1を超えないこととする総農薬方式で、水質管理目標設定項目に位置付けるというようなことでございます。

次のページで書いてございますが、この測定を行う農薬につきましては、各水道事業者が、先ほど御説明しましたように、農薬というのは地域や時期によって違いますので、一番詳しいその地域の水道事業者において検討の上選ぶというようなことでございます。そうはいつでも、なかなか農薬というのは種類が多いので、検討に当たっての母集団を本専門委員会で101ほど選定をいただきました。その101の中から各水道事業者の状況に応じて検査をしていただくということでございます。その上で、この式に従って計算をして、これが1を超えるようだと、例えば、活性炭処理の追加、浄水処理の万全を期すということでございます。

ただ、この検出指標値というのは浄水処理のための管理指標ということであって、これが1を超えたからといって、人の健康に直ちに影響を与える云々の議論をする値ではないということでございます。

それから、20ページの2「評価値の算出方法」でございます。先ほど10分の1議論をさせていただきましたけれども、評価値というのをどういうふうに算出するかということでございます。

(1)「人の健康の保護に関する項目」でございます。これは、既に国際的にコンセンサスの得られた方法に準拠してございますので、特段御説明する必要はないかと思えます。ただ、21ページのイ「評価値の算出」のすぐ上で、いわゆる環境ホルモンについての言及がございます。内分泌かく乱化学物質につきましては、哺乳類、特に人への低用量域での健康影響に関して現在のところ評価が確定していないということで、現時点においては環境

ホルモン作用に着目した評価というのは行わなかったということでございます。

それから、評価値につきましては、これもWHOなどで使われておる方式に従い、水質基準を設定してございます。

22 ページの(2)「性状に係る項目」につきましても、同様に障害を生ずる濃度レベルを基に評価を行ったということでございます。

(3)「有機物指標に係る項目」でございます。従来は有機物の汚濁指標といたしまして「過マンガン酸カリウム消費量」というものを使っていたわけでございます。水道法で水質基準が制定されて以来ずっと使ってきたわけですが、この指標につきましては、30年、40年前からいろいろ問題点が指摘されていたというようなことから、今回よりよい指標である総有機炭素、TOCという形で略称されておりますが、TOCに変更すべきであるという御提言でございます。

その基準値原案の算定に当たりましては、現在の過マンガン酸カリウム消費量の数値、10mg/Lに相当するTOCの値ということで、5mg/Lという値が提案されております。25ページの「留意事項」のところに書いてございますけれども、いろいろな問題点はあるにしても、過マンガン酸カリウム消費量につきましては、工程管理の指標として従来からずっと使われている、何十年にわたり使われているというようなことがありますので、過マンガン酸カリウム消費量からTOCに転換するまでの間は適切な経過措置が必要であるというようなことでございます。

それから、3番目といたしまして、先ほどの松井委員の御指摘もございましたが、どういふ項目について検討対象としたかという整理がしてございます。(1)「人の健康に関する項目」につきましては、こういった関係のところすでに規制をされているとか、あるいは諸外国で検討がなされているもの、あるいは検出報告のあるものを対象にしたということでございます。

(3)「農薬」につきましては、使用量あるいはADIといったものを考慮して、第1候補群というようなものを整理したということでございます。

最終的に28ページを見ていただきますと、4「水質基準改正案」ということございまして、新たに水質基準案として御提案いただいたのは、現在の46項目に変えて50項目とするということでございます。単純に4項目増えたのではなくて28ページの(1)に書いてございますが、新たに水質基準とすべきとした項目としては、ここに書いてあります13項目を新たに水質基準として追加致します。一方、現行の水質基準から、ここに書いてございます9項目については削除します。差し引き4項目増えて50項目になるというよう

なことでございます。

具体的に申しますと、別冊になっておりますけれども、別紙1の3ページでございますが、一般細菌からpHまで50項目でございます。項目名の右側に「☆」をつけてございますが、これは現行から新たに水質基準項目にすべきものということでございます。

次のページに、水質管理目標設定項目としてこういったものが挙げられたということでございます。

それから、6ページに、先ほど101の農薬ということがございましたけれども、抽出いただいた101の農薬が目標値とともにリストアップされてございます。例えば、1番目にチウラムというものがございまして、チウラムというものを検査したら検出値を「目標値」と書いてございます0.02で割り算をして、先ほど言ったように足し算をするという形になります。

それから、9ページのところで「水質検査項目の省略指針案」ということでございます。基本的考え方のところでも御議論いただきましたけれども、すべての水道に義務付けるものは基本的なもので、あとは各水道事業者の判断によるというようなことでございます。

1番目といたしまして「水質検査を省略することができない項目」です。1から21項目セットされてございます。これは、基本的には病原微生物の汚染のインデックスとして考えられているもの、それから、消毒副生成物として考えられているものでございます。それは、すべての水道で注意すべき物質あるいは項目であるというようなことで、21項目ここに列挙されてございます。

ただ、臭素酸につきましては、先ほども御説明申し上げましたけれども、オゾン処理をやっている浄水場、それから、次亜塩素酸による消毒を行っている場合に限るということでございます。

それから、クロム以下6項目については水道資機材あるいは薬品として使われていますので、こういったものを資機材なり薬品で使っているところでは、注意をした上で検査の省略を判断しなければいけないということでございます。

それから、3番目といたしまして「地下水を水源とする場合に考慮すべき項目」ということで、8項目出てございます。これまでの10年の検査結果等を見ますと、こういったものが問題になるのは地下水を水源とする場合であるということが大体出ております。そのことから、地下水を水源とする場合はこういった項目について注意をしなければいけないということでございます。

それから「停滞水を水源とする場合に考慮すべき項目」です。これは、藻類や放線菌が

発生するジェオスミンとかメチルイソボルネオールといったものについては、停滞水を水源とする場合には検査について十分検討しなければいけないということでございます。

それから、ほう素につきましては、海水の淡水化の場合には検査を省略してはならないということで5番目に書いてございます。

6番目のその他については、各水道事業者の状況を判断して、省略について検討しないということでございます。

7「留意事項」として、2から6の検討にかかわらず、現に過去に検出されている場合には水質検査を省略してはならないというようなことでございます。

以上でございます。

○眞柄部会長 続いて、水質検査法まで説明してください。

○岸部水道水質管理官 引き続き「水質検査方法」について御説明申し上げます。資料3の29ページにお戻りいただきたいと思っております。

「基本的考え方」ということで書いてございます。御承知のとおり、法令で基準を設定する場合には、いわゆる公定検査法がセットで定められております。その理由というのは、検査方法によっては同じ試料を検査しても結果が異なることがある、あるいは許容値を設定するという関係上、その許容値が測定できないと困るというようなことで、法令的に基準を設定する場合には基準値と検査方法がセットで規定をされております。水質基準についても例外ではないということでございます。

ただ、水質検査に関する技術進歩は格段のものがございますので、そういったものを適切に取り入れていく必要がある。そういったフレキシブルなシステムについても検討しなければいけないというようなことでございます。

そういった基本的な考え方を踏まえまして、29ページに(1)から(7)まで基本的な考え方のもとに具体的に検討をしたということでございます。

(1)といたしまして水質基準項目を確度よく測定できること、当然のことでございますけれども、正確に測れるということでございます。

それから、微量なものまで測れるということで、基準値の10分の1の値が確実に測れるということでございます。

それから、精度の高い方法であるということ、要するに、ばらつきの少ない方法でございます。10回測定して10回の値がすべてばらばらということでは困るということでございます。

ベンゼンなどの有害物質を極力使用しないというようなことでございます。

それから、(1)から(4)までが基本的な水質検査方法の要件でございますけれども、こういったものを同時に満たすものが複数ある場合は、多くの検査方法を提示するというところでございます。

自動検査方法が採用できるものについては積極的に採用するということ。

検査方法の記述に当たっては、基本要件でございます(1)から(4)の要件を確保するために、必要最低限の記述にします。その他の文言については、検査者の工夫の余地ということでございます。

具体的な方法につきましては、詳細は御説明する時間はございませんが、概要といたしましては30ページから31ページ、それぞれの項目の状況に応じましてこういった方法で検査ができる、検査方法とすべきであるという御提言をいただいております。ちなみに、別冊になってはいますが、11ページから119ページまで、約100ページにわたって具体的な検査方法を御提案いただいております。

以上でございます。

○眞柄部会長 以上が、化学物質に係る基準と水質検査方法について専門委員会で取りまとめたものでございますが、これにつきまして、委員方の御意見や御質問があればいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○松井委員 20ページの一番上に総農薬方式の計算があつて、その次に個々の説明がありまして、目標値ですね。目標値は、もう一つの方の別紙を見たら記載されていますが、この目標値がどのようにして決まったのかという記述が見当たりませんでした。それで、どこかに目標値を導入してきたというのが要るのではないかと思います。

○岸部水道水質管理官 これは、農薬に限らず評価値あるいは毒性評価につきましては、化学物質のところ、国際的な方法によつてゐるということで説明を省略させていただきましたが、評価値の算出というのはどういうふうを設定するかというのは、20ページから21ページにわたつて説明をしています。農薬の場合は登録の際にADIを設定をされます。ですので、そのADIを基に1日に飲用する水の量が2L、それから、日本人の平均体重50kg、それから、水へのアロケーションとしてADIの10%ということで評価値を設定してございます。これは農薬に限らず、ほかのものも化学物質についてはすべて、健康影響についてはすべてそういった形で設定しているというようなことでございます。

○松井委員 わかりました。つまり、「目標値」という言葉がここでぽんと出てきまして、ほかのところに出てこないのですよ。だから、その目標値が今の御説明の中に入つてゐるということをごどこかで書いておいた方がいいと思ひます。

○眞柄部会長 わかりました。松井委員のおっしゃるとおりですので、20 ページに「目標値」という言葉が出てきたので、目標値の説明を評価値と同じ方法で算定した値であるというのを加筆いたします。ありがとうございました。

○大垣委員 大腸菌を新たに大腸菌群の変わりに入れることに関連しますが、先ほどの松井委員資料3の9ページのところに、PRTRに関連して少し表現を加えるという眞柄部会長からの説明がありましたが、それと少し関連しますので申し上げますと、大腸菌を水道の方で入れますと、環境基準の方は大腸菌群で現在動いておりますね。それから、糞便性は海水浴の方は糞便性で行われていて、今後国による水質監視という意味では、水道の中だけではなくて広く関連法と整理していかなければいけません。PRTR もその1つかと思いますので、PRTR を特に強調する必要があるれば書き込んでもいいですが、より一般的には「各種法規制と連携し」というのは、当たり前ですが、水の総合的な水質の管理というようなことを考えますと、各こういう専門のところで連携を図るということを積極的に打ち出していくことも必要なのではないかという気がしまして、先ほどの議論が出ましたので、あえて大腸菌との関連で申し上げておきます。必要ないということなら現行のままで結構です。先ほど議論が出ましたので。

○眞柄部会長 わかりました。

基本的なことでもありますので、先ほど PRTR の文言と言いましたけれども、どこかで書かせていただきます。

ほかに化学物質関係でございますか。

○松井委員 27 ページの農薬のところですが、ちょっと確認の意味で質問しますけれども、国内の推定出荷量が 50 t ということですが、これは日本の農薬メーカーが出される年報みたいな格好で、業界が出される出荷量というものを引用されることになるわけですね。

○眞柄部会長 実際に農薬として出荷されている統計量です。

○松井委員 そのときに、ちょっと細か過ぎて恐縮ですが、実際の農薬はいろいろな、いわゆる増量剤が入って使われますので、増量剤込みなのか本当にここで指定している物質なのか。

○眞柄部会長 物質そのものです。

○松井委員 これは物質そのものと考えるわけですね。

○眞柄部会長 はい。

○松井委員 わかりました。

○眞柄部会長 ほかにございせんか。よろしゅうございますか。

それでは、続いて、クリプトスポリジウム等の微生物対策について御説明をください。
○岸部水道水質管理官 それでは、33 ページになりますけれども「クリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物対策」でございます。

前回、平成4年の水質基準の改正以降、大きな水道水質管理上の問題として提起されましたのが、平成8年に埼玉県越生町で発生いたしましたクリプトスポリジウムの集団感染でございます。米国のミルウォーキーとかそういうところで大きな事例は報告されていますが、我が国でも集団感染が発生したというようなことで、厚生労働省、当時は厚生省でございますけれども、水道におけるクリプトスポリジウム暫定対策指針という通知をお示しして、その上で、こういったクリプトスポリジウムによる汚染のおそれがある場合には、適切にろ過をするようにという御指導を申し上げてきたところでございます。

それから、平成12年に水道施設の技術的基準というものを定める省令ができました。そこにおきまして、原水に耐塩素性病原微生物が混入するおそれがある場合には、ろ過等の設備を設置すべきことが規定されたということでございます。

そういうようなことから、今回クリプトスポリジウム対策についての御検討をいただいたところでございます。特に、こういった原虫類につきましては、水道で使用されている塩素消毒が有効ではないということがございます。

この基本的な考え方でございますけれども、病原微生物というのは、いわゆるリアルタイム・モニタリングが技術的には難しいというようなことから、汚染のおそれを検討した上で、未然に防止措置を講ずるというのが基本原則でございます。

その上で、現にどの程度のリスクがあるかというようなことで、幾つかの試算をしております。

1つは、WHOが提唱しておりますような参考許容値、DALYsという単位で表されるようでございますけれども、いわゆる発がん物質の 10^{-6} のリスク増分に該当するものが、中段に書いてございます「 1.4×10^{-6} DALYs」に該当するというようなことでございます。通常、暫定対策指針でお示ししていますのは、10L水を濃縮して検出されるかどうかを調べなさいと言っているわけですが、仮に10L中に1個のクリプトスポリジウムが見つかった場合、どの程度のリスクがあるかというようなことでございますが、先ほど申し上げましたWHOの値 1.4×10^{-6} のマイナス6乗に比較して100倍程度の高いリスクが出てくるというようなことでございます。逆に言えば、10L中に1個のクリプトスポリジウムが見つかった場合には、問題であって適切な浄水操作を行わなければいけないというようなことでございます。

一方、モンテカルロ・シミュレーションを用いた研究成果を見ますと、こういったクリプトスポリジウム等による感染のリスクというのは、年間を通じてというよりもある特定の異常に高い日のリスクに左右されるということが出てきております。その特異日を発生させないということが重要であるということでございます。特異日を発生させないというのはどういうことかという、暫定対策指針、これまでお示ししてきた原水がクリプトスポリジウムで汚染されている場合には、ろ過施設を整備してろ過をなささいということでございます。

このような試算を踏まえまして講ずべき対策といたしましては、34 ページの最下段から 35 ページに掛けて提言をいただいております。ここにありますように、基本的な考え方からも、また、リスクの試算結果からも、クリプトスポリジウム等の耐塩素性の病原微生物対策としては、汚染のおそれの把握と適切な浄水操作が必要であるということでございます。

一方で、現在私どもの対策指針、行政通知でございますけれども、御指導申し上げますが、最近の統計によりますと約 3,400 の浄水施設が対策が必要であるというようなことでございますけれども、通知に従って対策をとっていただいたのが約 1,900 ということで、約 3 分の 2 ということでございます。そういったことを考えれば、本専門委員会といたしましては対策の強化を目指して、このろ過操作というものを水道法第 22 条に基づく措置に追加すべきであるというような御提言をいただいております。

御承知のとおり、水道法 22 条というのは塩素による消毒を規定している条文でございます。現在の塩素消毒に加えて塩素消毒が有効ではないこういったものに汚染されるおそれがある場合には、必ずろ過操作をするように法令上に規定すべきということでございます。

それから、水質基準につきましては、微生物対策に対する基本的な考え方からもなかなか現実的ではないのですが、仮にアメリカの環境保護庁、USEPA が用いている微生物許容感染リスクの考え方を採用したとしても、15 t 程度の試料水を濃縮しないと確認ができない、あるいは検査方法についてまだ問題点も残っているというようなことから、水質基準については現実的ではないということで、先ほど御説明申し上げたような結論になったところでございます。

それから、「留意事項」として 3 点ほど御提言いただいております。汚染のおそれの判断については、更に精緻なものにすべきであろうということもございます。基本的には、温血動物から排出される糞便による汚染でございます。ですから、人が住んでいる

あるいは家畜が飼われているその下流部では、こういった汚染のおそれがあるということでございます。それから、常時住んでいなくても、例えばレクリエーションで人が入るといようなところの下流部についても問題があるということでございます。

それから、今、排水処理として塩素消毒がされているような排水処理施設の下流の場合には、現在の指標菌とされていますような大腸菌などは殺菌されて出てこない可能性があります。それでも、クリプトスポリジウムとしては汚染のおそれがあるといようなことで、更に汚染のおそれについて検討を加えて、より精緻なものとする必要があるといような御提言をいただいております。

(2)として「規制の円滑な実施」ということでございます。確かに、22条の条文で義務付けるわけでございますけれども、具体的にはろ過設備の設置が必要であるといようなことから、直ちに規制をした場合、法違反状態がすぐ生ずるといことでございます。そうはいつでもハードウェアの整備でございますので、期間を要するといようなことで適当な準備期間を用意したらどうかという御提言でございます。

それから、暫定対策指針については法令で規定されるといようなことから、指針を廃止したらどうかということでございます。ただ、耐塩素性微生物対策というのは、これらの措置に限られるものではないといことで、これまでの知見を踏まえて解説書といような形で提起をしたらどうかという御提言をいただいております。

それから、37ページ以下は、先ほど御説明申し上げましたDALYsですとか、あるいは感染リスクの関連資料でございます。

以上でございます。

○眞柄部会長 ありがとうございます。

それでは、クリプトスポリジウム関連につきまして、このように章を設けました。どうぞ御質問や御意見をお出しいただきたいと思っております。

○松井委員 そうしますと、22条で義務付けが入ると、この場合はろ過という言葉で代表されていますけれども、対応方法としては、ろ過に限定されるのですか。

○岸部水道水質管理官 今回の御提案あるいは私どもの考え方としても、勿論いろいろなろ過方法はありますけれども、ろ過といことで考えております。

○松井委員 ろ過以外の方法、例えば、まさに暫定期間ですけれども、要するにオゾンを使って濃度と時間の関係で一時的に対応するということも考えられますね。もつともこういう簡易水道は非常に装置が簡単ですから、そこへそういう装置を持ち込んで実際にオペレーションできるかどうかというのは、また難しいかもしれませんが、ろ過とい

形で限定してしまっているのかなという疑問があったものですから。

○岸部水道水質管理官 その点につきましては、専門委員会でも御議論いただきました。最終的にはサイクロスポラの話もあるので、ろ過装置をつけるべきであろうということですが、ただ、それまでの間は何もしないのでは困ります。そのための期間、例えばクリプトスポリジウムとかジアルジアに限定すればUVがよく効くとかそういったこともあるので、それまでの期間についてはそういった汚染のおそれの把握と、それまでのつなぎ措置としてUVなどの措置をとるといようなことも必要であろうというように、その辺のところは、先ほど御説明を省略したかもしれませんが、施設整備が完了するまでの間は安全な飲料水の確保の観点から、原水の監視を強化するとか、あるいは先ほど御説明したような暫定的な対策をとるといったことが必要であろうというように議論されております。

○松井委員 解釈できるわけですね。

○眞柄部会長 ただ、オゾンについてはオゾンの副生成物のことがありますので、オゾンは今のところはクリプト対策としては入れていません。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、VI「水質検査における精度と信頼性保証」と、その次のVII「水質検査のためのサンプリング・評価」まで、ちょっと長いですが、進めてください。

○岸部水道水質管理官 それでは、まず「水質検査における精度と信頼性保証」ということで、43ページのところから御説明させていただきます。

水質検査におきましては、現在は水道事業者が自ら水質検査を行うというのが原則になっております。そうはいつでも設備の問題がございますので、厚生労働大臣の指定する者、指定検査機関、通常私どもは20条機関と略称してはいますが、水道法第20条に基づいて厚生労働大臣が指定する機関に委託することができるというようになってございます。

この20条機関につきましては、先ほど局長のお話もありましたけれども、これが登録機関になるというようにございまして、そうはいいましても、水質検査というのは、飲み水の安全性を確保するための最後のチェックの機会でございますので、その検査の質については技術的に必要なものは確保しなければいけないというようにございまして、指定制度から登録制度への移行に当たっての検討事項というようにございまして、検討をお願いした部分もございまして。

そういうような背景を踏まえて御議論いただきたいわけでございますけれども、私ども

水質検査機関のレベルがどのくらいのものかというのを平成 12 年度から調査してございます。これは、資料の順序が逆になって恐縮ですが 54 ページでございませう。平成 12 年度から厚生労働大臣の指定する機関、20 条機関に対して、その水質検査のレベルがどのくらいかというのを調査してございませう。それから、平成 14 年度、今年度でございませうけれども、今回これはボランティアでございませうが、水道事業者、法律上は規定がございませうが、水道事業者の水質検査機関についてどのくらいのレベルがあるのかということで呼び掛けまして、自主的に参加していただいた機関がございませう。そういうようなことから、私どもが指定しております 20 条機関 158 機関と水道事業者の検査機関の中で私どもの呼び掛けに応じて参加いただいた 155 機関、合わせて 300 余の機関について同一のサンプルを送って、その検査をしていただいて、その結果を私どもに戻していただいて、その結果を整理したというようなこととございませう。

その結果が 55 ページの右の表でございませう。検査のレベルを見るのに Z スコアという統計量を用いることにございませう。ISO などでは Z スコアという数値を基に評価してございませう。その Z スコアの絶対値が 2 を超えると「質疑あり」と書いてございませうけれども、問題ややありです。それから、絶対値が 3 を超えると非常に問題ありというか不満足な検査であるというようなこととございませう。

それを見ていただきますと、指定検査機関におきましては、150 のうち 2 以上が三十数機関でございませう。それから、水道事業者におきましても大体同じようなこととございませうして、総括いたしますと、現在私ども国内の指定検査機関あるいは水道事業者の水質検査機関におきましても、150 機関のうち 30 機関、5 分の 1 ぐらいの機関については、必ずしも実施している水質検査結果というのが満足のいくものではないというような状況とございませう。

その上で、水質検査の質の確保はどうあるべきかというようなこととございませう。ほかの部分でございませうけれども、47 ページのところとございませうが、下のところで食品分野につきましては、食品衛生法に基づいて食品の検査の質の確保というものがもう既になされてございませう。平成 8 年から食品衛生法の規則が改正されまして、GLP という形で検査結果の質の確保が行われてございませう。

それから、医薬品の分野におきましては、国際調和の関係から、質の保証に関する制度というのが検討されてございませうして、1980 年代の初めからスタートしてございませう。一般に検査の部分につきましては、ISO、国際標準化機構でその規格がつくられてございませうして、ISO の 9000 というシステム、それから、更に進んだ 17000 というシステムができてございませう。

ございます。

冒頭も御説明申し上げました水質検査のレベルを踏まえてどうすべきかというようなこととありますが、その結論部分が 49 ページに書いてございます。「水道水質検査における精度と信頼性の保証のあり方」ということで、信頼性保証体制の導入というようなこととありますが。水道水質検査においても、その精度と信頼性の保証というのは極めて重要かつ喫緊の課題であって、その課題の解決のためには、G L P の考え方を取り入れた制度と信頼性保証体制を導入する必要があるということとあります。

このシステムについては、論理的には水道水質検査独自のシステムというものを導入するというのも可能ではございますけれども、現に I S O の先ほど御説明いたしました 17000 あるいは 9000 というものがデ・ファクト・スタンダードとして国際標準となっております。将来の国際的な調和も考えれば、こういったシステムと互換性のあるシステムで、その質の確保を図っていくということが適当であろうというようなこととあります。

ただ、現状を見ますと、直ちに 17000 のシステムにステップアップするというのは多くの困難が予想されるということで、とりあえず ISO9000 のレベルで水質検査システムというものをレベルアップさせて、その上で更にステップアップをしていこうというようなことを御提言いただいております。

具体的には次のページでございますけれども、(2)「指定検査機関」につきましては、今度、指定制度から登録制度に改められますが、今申し上げましたような信頼性保証システムの確立を登録の要件にすべきであろうという提言をいただいております。

それから、(3)水道事業者の検査機関でございます。当然のことながら、水質検査につきましては、検査する実施主体によって質のレベルが異なっているという理由にはなりません。そうはいつても、現行の水道事業者の検査機関を見ますと、必ずしも水質検査に特化した業務を行っていません。どちらかというと、水質の工程管理という業務がメインになっています。直ちに、水道事業者に対して、水質検査に限ってはそういったシステムの導入をすると、逆に、水質検査の目的でございます水質管理自体に混乱を生じかねないというようなことで、一定の猶予期間を持った上で、この間をどうするか検討いただくべきではないだろうかというような結論とあります。

あとは留意事項が書いてございますけれども、結論としては今御説明したところとあります。

それから、57 ページでございます。水質検査をどこでどういう頻度で検査をするかというようなこととあります。前回も御説明申し上げたかと思っておりますけれども、水質基準と